

利用配分計画各筆明細

整理 番号	権利の設定を受ける者 (添付書類の省略条件)	権 利 を 設 定 す る 農 用 地		設 定 す る 権 利				現に機構より権利の設 定を受けている者	
		土 地 の 所 在 地	現況地目	権利の種類 利用目的	契約期間 開始年月日 終了年月日	賃借料 円/10アール・年	支払方法		
			登記簿面積 m ²						
1	農事組合法人 岩屋谷農場 (A,B,C)	伯耆町岩屋谷字カウシ谷 1210	田	2,914.00	賃借権 水田	2年 11か月 令和05年03月01日 令和08年01月31日	3,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の貯 金口座に振込む	—
		伯耆町岩屋谷字カウシ谷 1211	田	2,412.00	賃借権 水田		3,000		
		伯耆町岩屋谷字カウシ谷 1212	田	2,419.00	賃借権 水田		3,000		
		伯耆町岩屋谷字カウシ谷 1214	田	2,117.00	賃借権 水田		3,000		
		伯耆町岩屋谷字カウシ谷 1215	田	993.00	賃借権 水田		3,000		
		伯耆町岩屋谷字カウシ谷 1217	田	809.00	賃借権 水田		3,000		
		伯耆町岩屋谷字カウシ谷 1221	田	1,063.00	賃借権 水田		3,000		
		伯耆町岩屋谷字カウシ谷 1223	田	2,639.00	賃借権 水田		3,000		
		伯耆町岩屋谷字カウシ谷 1224	田	3,295.00	賃借権 水田		3,000		
		伯耆町岩屋谷字カウシ谷 1225	田	1,784.00	賃借権 水田		3,000		
		伯耆町岩屋谷字カウシ谷 1227	田	938.00	賃借権 水田		3,000		
		伯耆町岩屋谷字カウシ谷 1234	田	1,430.00	賃借権 水田		3,000		
		伯耆町岩屋谷字カウシ谷 1241	田	1,395.00	賃借権 水田		3,000		
		伯耆町岩屋谷字ドウメン 607-1	田	1,513.00	賃借権 水田		3,000		
		伯耆町岩屋谷字ドウメン 607-2	田	1,470.00	賃借権 水田		3,000		
		伯耆町岩屋谷字ドウメン 616	田	1,975.00	賃借権 水田		3,000		
		伯耆町岩屋谷字ドウメン 617	田	1,717.00	賃借権 水田		3,000		
		伯耆町岩屋谷字ドウメンノ上 1345	田	2,894.00	賃借権 水田		3,000		
		伯耆町岩屋谷字ドウメンノ上 1346	田	1,864.00	賃借権 水田		3,000		
		伯耆町岩屋谷字屋敷 428-1	田	186.00	賃借権 水田		3,000		

	伯耆町岩屋谷字屋敷 439-1	田	552.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町岩屋谷字屋敷 469	田	631.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町岩屋谷字屋敷 473-1	田	125.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町岩屋谷字屋敷山 403-3	田	1,027.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町岩屋谷字屋敷山 404-2	田	234.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町岩屋谷字屋敷山 404-3	田	65.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町岩屋谷字近原 315-1	田	280.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町岩屋谷字近原 315-2	田	33.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町岩屋谷字近原 328	田	317.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町岩屋谷字近原 332	田	1,328.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町岩屋谷字近原 336	田	469.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町岩屋谷字近原 337	田	945.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町岩屋谷字近原 340-1	田	836.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町岩屋谷字近原 342-1	田	175.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町岩屋谷字近原 344	田	360.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町岩屋谷字近原 345	田	271.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町岩屋谷字近原 352	田	485.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町岩屋谷字荒神ノ上 1302	田	595.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町岩屋谷字荒神ノ上 1303	田	1,905.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町岩屋谷字荒神ノ上 1304	田	2,032.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町岩屋谷字荒神ノ上 1305	田	2,361.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町岩屋谷字荒神ノ上 1306	田	1,279.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町岩屋谷字荒神ノ上 1307-1	田	220.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町岩屋谷字荒神ノ上 1307-2	田	180.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町岩屋谷字荒神ノ上 1308	田	915.00	賃借権 水田		3,000		

	伯耆町岩屋谷字荒神ノ上 1309	田	2,461.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町岩屋谷字荒神ノ上 1310	田	693.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町岩屋谷字荒神ノ上 1311-1	田	902.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町岩屋谷字荒神ノ上 1311-2	田	400.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町岩屋谷字荒神ノ上 1313	田	1,039.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町岩屋谷字荒神ノ上 1315	田	694.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町岩屋谷字三角田 498-1	田	622.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町岩屋谷字三角田 498-2	田	1,459.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町岩屋谷字三角田 499-1	田	579.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町岩屋谷字三角田 499-2	田	1,502.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町岩屋谷字三角田 500-1	田	1,280.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町岩屋谷字三角田 500-2	田	886.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町岩屋谷字三角田 500-3	田	566.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町岩屋谷字三角田ノ上 502-1	田	1,273.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町岩屋谷字三角田ノ上 502-2	田	1,785.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町岩屋谷字三角田ノ上 503-1	田	1,793.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町岩屋谷字三角田ノ上 503-2	田	1,014.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町岩屋谷字三角田ノ上 504-1	田	1,421.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町岩屋谷字三角田ノ上 504-2	田	1,859.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町岩屋谷字三角田ノ上 505-1	田	800.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町岩屋谷字三角田ノ上 505-2	田	1,114.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町岩屋谷字三角田ノ上 506	田	1,628.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町岩屋谷字赤子谷 1254-1	田	623.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町岩屋谷字赤子谷 1255-1	田	697.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町岩屋谷字赤子谷 1256-1	田	841.00	賃借権 水田		3,000		

	伯耆町岩屋谷字赤子谷 1257-1	田	777.00	賃借権 水田		3,000	
	伯耆町岩屋谷字赤子谷 1258-1	田	473.00	賃借権 水田		3,000	
	伯耆町岩屋谷字赤子谷尻 1247	田	1,205.00	賃借権 水田		3,000	
	伯耆町岩屋谷字赤子谷尻 1248	田	782.00	賃借権 水田		3,000	
	伯耆町岩屋谷字赤子谷尻 1249	田	709.00	賃借権 水田		3,000	
	伯耆町岩屋谷字先近原 1281	田	1,406.00	賃借権 水田		3,000	
	伯耆町岩屋谷字先近原 1282	田	2,166.00	賃借権 水田		3,000	
	伯耆町岩屋谷字先近原 1285	田	1,426.00	賃借権 水田		3,000	
	伯耆町岩屋谷字先近原 1286	田	1,570.00	賃借権 水田		3,000	
	伯耆町岩屋谷字先近原 1287	田	651.00	賃借権 水田		3,000	
	伯耆町岩屋谷字先近原 1288	田	1,000.00	賃借権 水田		3,000	
	伯耆町岩屋谷字先近原 1290	田	619.00	賃借権 水田		3,000	
	伯耆町岩屋谷字先近原 1291	田	725.00	賃借権 水田		3,000	
	伯耆町岩屋谷字先近原 1293	田	1,073.00	賃借権 水田		3,000	
	伯耆町岩屋谷字先近原 1294	田	2,356.00	賃借権 水田		3,000	
	伯耆町岩屋谷字先近原 1295	田	2,286.00	賃借権 水田		3,000	
	伯耆町岩屋谷字先近原 1298	田	2,605.00	賃借権 水田		3,000	
	伯耆町岩屋谷字先近原 271-1	田	569.00	賃借権 水田		3,000	
	伯耆町岩屋谷字泉頭 1271	田	628.00	賃借権 水田		3,000	
	伯耆町岩屋谷字泉頭 1273-1	田	1,380.00	賃借権 水田		3,000	
	伯耆町岩屋谷字泉頭 1275-1	田	883.00	賃借権 水田		3,000	
	伯耆町岩屋谷字泉頭 1276-1	田	1,397.00	賃借権 水田		3,000	
	伯耆町岩屋谷字泉頭 1277-1	田	302.00	賃借権 水田		3,000	
	伯耆町岩屋谷字泉頭 180(2)	田	638.00	賃借権 水田		3,000	
			(内 250.00)				

	伯耆町岩屋谷字泉頭 180(3)	田	247.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町岩屋谷字中田 593-1	田	922.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町岩屋谷字中田 594-1	田	336.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町岩屋谷字中田 594-2	田	587.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町岩屋谷字中田 596-1	田	289.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町岩屋谷字中田 596-2	田	1,028.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町岩屋谷字北ノ谷 1320	田	1,351.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町岩屋谷字北ノ谷 1321	田	1,355.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町岩屋谷字北ノ谷 1322	田	1,274.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町岩屋谷字北ノ谷 1324-1	田	1,314.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町岩屋谷字北ノ谷 1325-1	田	370.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町岩屋谷字北ノ谷 1325-2	田	200.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町岩屋谷字北ノ谷 1325-3	田	150.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町岩屋谷字北ノ谷 1325-4	田	89.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町岩屋谷字北ノ谷 1326	田	726.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町岩屋谷字北ノ谷 1327	田	708.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町岩屋谷字北ノ谷 1329	田	774.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町岩屋谷字北ノ谷 1330	田	486.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町岩屋谷字北ノ谷 1332	田	699.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町岩屋谷字北ノ谷 1334	田	697.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町岩屋谷字佛ノ峯山 494	田	466.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町坂長字岩屋ヶ成ル 2625	田	1,148.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町坂長字岩屋ヶ成ル 2628	田	3,111.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町坂長字岩屋ヶ成ル 2629	田	3,053.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町坂長字岩屋ヶ成ル 2630	田	1,567.00	賃借権 水田		3,000		

	伯耆町坂長字岩屋ヶ成ル 2631	田	1,491.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町坂長字市場 2482	田	1,465.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町坂長字市場 2485	田	1,502.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町坂長字市場 2487	田	1,149.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町坂長字市場 2489	田	726.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町坂長字市場 2490	田	1,089.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町坂長字市場 2491	田	1,499.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町坂長字西南原 2566-1	田	1,012.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町坂長字西南原 2567	田	1,653.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町坂長字西南原 2568	田	1,691.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町坂長字西南原 2569	田	1,791.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町坂長字西南原 2572	田	2,381.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町坂長字赤子谷 2606	田	2,986.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町坂長字赤子谷 2607	田	2,813.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町坂長字村上 2400-1	田	1,503.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町坂長字村上 2400-2	田	779.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町坂長字大清水 2253	田	1,234.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町坂長字長者屋敷 2510	田	1,215.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町坂長字長者屋敷 2528	田	2,764.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町坂長字長者屋敷 2529	田	2,625.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町坂長字長者屋敷 2530	田	2,492.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町坂長字長者屋敷 2545-1	田	1,114.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町坂長字長者屋敷 2554	田	3,236.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町坂長字長者屋敷 2555-1	田	2,500.00	賃借権 水田		3,000		
	伯耆町坂長字長者屋敷 2555-2	田	1,465.00	賃借権 水田		3,000		

		伯耆町坂長字長者屋敷 2555-3	田	20.00	賃借権 水田		3,000		
		伯耆町坂長字長者屋敷 2556-1	田	3,158.00	賃借権 水田		3,000		
		伯耆町坂長字長者屋敷 2557-1-1	田	2,642.00	賃借権 水田		3,000		
		伯耆町坂長字長者原 2499	田	2,681.00	賃借権 水田		3,000		
		伯耆町坂長字長者原 2500	田	2,914.00	賃借権 水田		3,000		
		伯耆町坂長字長者原 2501	田	2,771.00	賃借権 水田		3,000		
		伯耆町坂長字長者原 2509	田	1,440.00	賃借権 水田		3,000		
		伯耆町坂長字長者原 2519	田	1,898.00	賃借権 水田		3,000		
		伯耆町坂長字渡打 2234	田	696.00	賃借権 水田		3,000		
		伯耆町坂長字渡打 2235	田	706.00	賃借権 水田		3,000		
		伯耆町坂長字渡打 2236	田	424.00	賃借権 水田		3,000		
		伯耆町坂長字渡打 2237	田	519.00	賃借権 水田		3,000		
		伯耆町坂長字苗代通 1043-1	田	429.00	賃借権 水田		3,000		
		伯耆町坂長字苗代通 1046-1	田	261.00	賃借権 水田		3,000		
		伯耆町坂長字苗代通 1048	田	300.00	賃借権 水田		3,000		
		伯耆町坂長字米子道端ノ下 2435	田	3,153.00	賃借権 水田		3,000		
		伯耆町坂長字米子道端ノ下 2436	田	3,120.00	賃借権 水田		3,000		
		伯耆町坂長字米子道端ノ下 2437	田	3,133.00	賃借権 水田		3,000		
		伯耆町坂長字米子道端ノ下 2438	田	3,118.00	賃借権 水田		3,000		
				163 件 計 209,509.00 (内 209,121.00)					
2	農事組合法人 寺内農場 (B,C)	伯耆町岩屋谷字四反田 642-1	田	1,479.00	賃借権 水田	6年 1か月 令和05年03月01日 令和11年03月31日	2,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
				1 件 計 1,479.00					

3	農事組合法人 伯耆の郷 (B,C)	伯耆町坂長字大寺原 131 伯耆町坂長字大寺原 132-1	田 884.00 田 2,660.00 2 件 計 3,544.00	賃借権 水田 賃借権 水田	2年 11か月 令和05年03月01日 令和08年01月31日	玄米30kg/1筆 玄米30kg/1筆	物納	—
4	農事組合法人 伯耆の郷 (B,C)	伯耆町吉長字向田 608 伯耆町吉長字向田 617 伯耆町吉長字向田 655 伯耆町吉長字七反田 739-2 伯耆町吉長字七反田 751 伯耆町吉長字七反田 756	田 2,904.00 田 2,226.00 田 1,639.00 田 2,763.00 田 2,450.00 田 3,108.00 6 件 計 15,090.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	2年 11か月 令和05年03月01日 令和08年01月31日	3,000 3,000 3,000 3,000 1,000 1,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
5	川上 美穂	伯耆町久古字向田 2457 伯耆町久古字向田 2459 伯耆町久古字向田 2461	田 1,549.00 田 2,507.00 田 1,128.00 3 件 計 5,184.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	2年 11か月 令和05年03月01日 令和08年01月31日	1,000円/1筆 1,000円/1筆 1,000円/1筆	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
6	農事組合法人 父原 (B,C)	伯耆町古市字古川床 963 伯耆町古市字古川邊 983 伯耆町畑池字谷中 3138 伯耆町畑池字谷中 3139 伯耆町畑池字谷中 3140	田 993.00 田 1,436.00 田 1,314.00 田 1,597.00 田 1,793.00 5 件 計 7,133.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	2年 11か月 令和05年03月01日 令和08年01月31日	玄米30kg 玄米30kg 玄米30kg 玄米30kg 玄米30kg	物納	—

1. 添付書類等の省略について、該当する場合は以下の区分を記載。

- A 現に機構から配分を受けている農地をふたたび同じ経営体に配分する場合。
- B 既に機構から配分を受けている法人経営体でその経営体の定款等に変更がない場合。
- C 農業委員会が認める農地所有適格法人の場合。

2. 添付書類の「農用地利用配分計画により賃借権等を受ける者の農業経営の状況等」で省略に該当する項目には斜線を引く。

共通事項は別紙のとおり

2 共通事項

この農用地利用配分計画の定めるところにより設定又は移転を受ける権利は、各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 賃借権の設定等の条件

各筆明細に定める公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構（以下「甲」という。）による賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転（以下「賃借権の設定等」という。）は、賃借権の設定等を受ける者（以下「乙」という。）が当該賃貸借の設定等を受けた土地について次のいずれかに該当するときは解除をすることを条件とする。

ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。

イ 正当な理由がなくて農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）（以下「法」という。）第21条第1項の規定による報告をしないとき。

(2) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(3) 借賃の改訂

この農用地利用配分計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改訂する。

(4) 転貸又は譲渡

乙は、本計画により権利の設定もしくは移転を受けた土地について転貸し、又は設定若しくは移転を受けた権利を譲渡してはならない。

(5) 遅延損害金

ア 乙は、各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、甲に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

イ 遅延損害金は、鳥取県延滞金徴収条例（昭和27年鳥取県条例第45号）第3条の規定に準じて計算して得た額とする。

(6) 修繕及び改良

ア 乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において土地所有者が当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で甲及び土地所有者の同意を得たときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲と協議のうえ土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲及び土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、甲、乙が別途定めるところによるほかは、民法、土地改良法等の法令に従う。

(7) 租税公課の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。

イ 当該土地に係る農業災害補償法に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、甲、乙が別途定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙の負担とする。

(8) 賃借権又は使用貸借権の消滅

天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用配分計画の定めるところにより設定又は移転された賃借権又は使用貸借権は消滅する。

(9) 目的物の返還

賃借権又は使用貸借権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(10) 賃借権又は使用貸借権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用配分計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び鳥取県が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(11) 権利取得者の責務

ア 乙は、この農用地利用配分計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 乙は、法第21条第1項の規定により、毎年、賃借権の設定等を受けた農用地等の利用の状況について、甲に報告しなければならない。

(12) 機構関連事業について

甲が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(13) その他

この農用地利用配分計画に定めのない事項及び農用地利用配分計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び鳥取県が協議して定める。